

交通用具使用にかかる理由書及び誓約書

水道局長 様

提出日 年 月 日  
所属名  
職員番号  
氏名

1 使用する交通用具

(1) 自転車	(2) レンタサイクル	(3) 原動機付自転車
(4) 自動二輪車	(5) 自動車	

2 通勤時に交通用具を使用する理由((1)～(4)のいずれかに該当すると通勤手当の支給対象となります。)

※ 該当する項目の□に✓を付してください。

- (1) 身体障害又は傷病等のため公共交通機関の利用が困難

※ 身体障害者手帳のコピー又は傷病等により公共交通機関の利用が困難なことが明記された医師の診断書を添付。

※ 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車により自宅から勤務地までの間を往復する場合以外の場合は記入不要。

交通用具使用予定期間：

- (2) 常時、公共交通機関が運行していない時間帯に通勤しなければならない勤務形態

運行時間：

- (3) 公共交通機関を利用する場合より通勤時間が短縮され、かつ、通勤手当額が少なくなる場合

※ 自宅から勤務場所まで自転車以外の交通用具を使用する場合は、公共交通機関を利用する場合の通勤時間が1時間を超え、交通用具を使用することにより通勤時間が概ね6分の1以下に短縮される場合に限られます。

交通機関による通勤経路：	通勤時間 分
交通用具による通勤経路：	通勤時間 分

- (4) 公共交通機関がない区間で使用する場合

- (5) 上記(1)～(4)に該当しないが正当な理由がある場合(通勤手当が支給されない場合があります。)

3 車種等(自転車の場合は、「車種」・「登録番号」については記入不要。)

車種：
登録番号：
駐輪・駐車場所：

※ 勤務先の職員用駐輪・駐車場所を使用する場合は、以下に当該施設の長の証明が必要です。

2-(1)(傷病等を除く。)による交通用具の使用については、以下の証明は不要です。

上記職員の施設内への交通用具の駐輪・駐車を許可します。

4 交通用具の使用に当たっては次の事項を遵守することを誓約します。

※ 全ての事項を確認、誓約のうえ、□に✓印を付してください。

- (1) 自治体の条例により、保険の加入が義務化されている地域における自転車の使用については、交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済に加入します。
- (2) 勤務先の施設の長が指定した駐輪・駐車場所、または、自らの責任で確保した駐輪・駐車場所に駐輪・駐車します。
- (3) 道路交通法並びに関係法令を遵守します。(安全運転に努め、酒気帯び、最高速度違反等危険運転はしません。)
- (4) 勤務時間中には使用しません。(命令権者が、通勤に使用している交通用具により出張を命じた場合を除く。)
- (5) 交通用具を使用する理由に変更があった場合は、通勤届を再提出します。
- (6) 交通用具使用に支障のある服薬又は疾病はありません。

**上記事項に違反した場合において、処分されることに異議はありません。**

## 大阪府では自転車保険に加入しなければなりません。

### 「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要

#### 【目的】

- 府、事業者、交通安全団体及び府民が共同して自転車に係る交通安全を確保し、かつ、自転車を適正に利用することを促進するために必要な事項を定める。
- 自転車の交通に係る事故の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

#### 【府民の役割】

- 府民は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、家庭、地域で自転車の安全適正利用に関する取り組みを自主的かつ積極的に行うよう努める。
- 府民は、自転車の安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努める。

#### 【自転車損害賠償保険等の加入等】

- 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。(義務化)  
(府下で自転車を利用するすべての者に適用されます)

詳細は大阪府ホームページ等でご確認ください。

※ 兵庫県など、他の自治体の条例で保険加入が義務付けられている場合がありますので、各自治体ホームページ等をご確認ください。